

香川県看護師等養成所施設整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 看護師等養成所施設整備費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、平成29年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、医療法（平成23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設の整備の目標等に関して補助することにより、医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象及び交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付対象は、（ア）医療法人、（イ）社会福祉法人、（ウ）学校法人及び準学校法人、（エ）一般社団法人又は一般財団法人、（オ）健康保険組合及び健康保険組合連合会、（カ）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会とする。

ただし、（ア）及び（エ）については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできるもの（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りでない。）に限る。

2 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1. 基準額	2. 対象経費
次に掲げる基準面積に下表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 ア 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20㎡（ただし、2年課程は（通信制）は3㎡） イ 准看護師の学校又は養成所 学生定員×17㎡ (2) 増築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記（1）の例により算出した場合の面積を超えることはできない。 (3) 改築（移改築及び模様替えを含む。）の場合 当該施設の既存面積	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 ただし、次の費用は対象としないものとする。 (1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4) 既存建物の買収に要する費用 (5) その他の整備費として適

<p>ただし、上記（１）の例により算出した場合の面積を超えることはできない。</p> <p>（４）男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記（２）又は（３）により算出した面積に 16.2㎡を限度として加算した面積</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>123,100円/㎡</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td>106,800円/㎡</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>123,100円/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金の算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。</p>	構造別	基準単価	鉄筋コンクリート	123,100円/㎡	ブロック	106,800円/㎡	木造	123,100円/㎡	<p>当と認められない費用</p>
構造別	基準単価								
鉄筋コンクリート	123,100円/㎡								
ブロック	106,800円/㎡								
木造	123,100円/㎡								

（交付の条件）

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （１） 事業に要する経費の配分を変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （２） 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （３） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- （４） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （５） 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （６） 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- （７） 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- （８） 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第5号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の対象となる事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、申請書（第1号様式）に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、補助金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは県費及び国費の予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 事業者は、事業の内容のうち、次のものを変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合には、第5条に定める申請手続に従って申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - (2) 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(交付決定をしない場合)

第8条 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金の交付を決定しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき
- (2) 事業を遂行する見込みがなくなったとき
- (3) この要綱又は補助金の交付決定条件に違反したとき

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、12月末日現在の事業の遂行状況報告書（第2号様式）を1月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、第3号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは補助金を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、事業を完了したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第4条の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条の報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について知事に返還しなければならない。

(その他)

第15条 特別の事情により、第3条、第5条、第7条、第10及び第13条に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

香川県知事 殿

補助事業者 印

年度看護師等養成所施設整備費補助金
の交付申請について

標記について、次により県費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 経費所要額調 (別紙(1)のとおり)
- 3 事業計画書 (別紙(2)のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書
 - (2) 当該事業にかかる歳入歳出予算書(見込書)の抄本
 - (3) 香川県の県税(個人県民税、延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。)に滞納がない旨の証明書
 - (4) 県内の主たる事務所の所在する市町が発行した個人住民税の特別徴収を実施していることを確認した書類(別紙(3))
 - (5) その他参考となる書類

上記(4)(5)については、地方公共団体である場合は除く。

香川県知事 殿

補助事業者 印

年度看護師等養成所施設整備費補助金
にかかる事業実績報告書

年度看護師等養成所施設整備費補助金にかかる事業の実績について、次の書類を添付して報告する。

- 1 県費補助精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)
- 3 事業実績報告書 (別紙(2)のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 当該事業にかかる歳入歳出決算書(見込)の抄本
 - (2) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
 - (3) 契約書の写し
 - (4) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示すこと)
 - (5) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕様書
 - (6) 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し
 - (7) その他参考となるべき資料

香 川 県 知 事 殿

補助事業者 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった看護師等養成所施設整備費補助金による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 施設の名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要県費補助金返還相当額）
金 円
- 4 参考となる書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等